

コロナ禍で困窮するひとり親世帯や 時短営業要請にご協力いただいた事業者を支援します

補正
予算額

(一般会計)

165,481千円

財源内訳 国庫支出金 : 120,457千円
一般財源 : 45,024千円



伊丹市マスコット たみまる

※事業に必要な予算は、専決処分(4月2日)により措置しました。

補正予算の概要

◆子育て世帯生活支援特別給付金事業(ひとり親世帯分) 【事業費 120,457千円】

- 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、ひとり親子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、食費等による支出の増加の影響を勘案し、国の制度による子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)を支給します。

【対象者】

以下、①から③のいずれかに該当する者

- ① 基準月の児童扶養手当の支給を受けている者
- ② 公的年金等を受給していることにより、基準月の児童扶養手当の支給を受けていない者
- ③ 基準月の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている者

※国からの通知により、基準月が明らかになり次第、市ホームページ等にてお知らせいたします。

【支給額】

児童1人当たり一律5万円

(例) 子ども2人の場合
5万円×2人 = 10万円

【申請及び支給】

- ① : 申請不要で4月中に支給予定
- ②、③ : 5月より申請を受付け、6月以降に支給予定

◆新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業(第3期分) 【事業費 45,024千円】

- 県の要請に応じて、営業時間の短縮(時短営業)にご協力いただいた事業者の皆様に対し、県・市協調で協力金を支給します。

【期間】

令和3年4月1日～4月21日までの期間

【対象施設】

市内の飲食店・遊興施設のうち食品衛生法の飲食店営業許可または喫茶店の営業許可を受けている飲食店

【支給額】

1日あたり4万円/店舗×時短営業日数

【負担割合】

国80%、県20%×2/3、市20%×1/3

<財源内訳>

(単位:千円)

	金額	財源内訳		
		国・県支出金	地方債	その他・一般財源
子育て世帯生活支援特別給付金事業	120,457	120,457	0	0
新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業(第3期分)	45,024	0	0	45,024
合計	165,481	120,457	0	45,024